

余市町区会防災活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の育成及び促進並びに防災力の向上を図るため、区会が自主的に行う防災活動に対して、助成を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、区会内で住民が自主的に結成し、運営する組織をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 防災に関する啓発活動
- (2) 防災訓練
- (3) 防災に関する研修等
- (4) 防災資機材の購入
- (5) その他、町長が特に認める事業

(助成の回数)

第4条 助成金の交付の回数は、予算の範囲内において、各区会、年1回を上限とする。

(助成の金額)

第5条 助成金額は、助成対象事業に係る経費（以下「助成対象経費」という。）の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、その上限額は5万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 自主防災組織が属する区会の代表者（以下「代表者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、区会防災活動助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 見積書（写）その他助成対象経費の内容が確認できる書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成金交付の内定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適正であると認めるときは、区会防災活動助成金交付内定通知書（第3号様式）により、内定額を代表者に通知する。

(事業内容の変更等)

第8条 前条の通知を受けた代表者は、事業計画書の内容に変更が生じたとき、又はやむを得ない事由により事業を中止しようとするときは、区会防災活動助成事業変更（中止）承認申請書（第4号様式）により町長に申請し、承認を受けなければならない。この

場合において、事業計画書の内容の変更にあつては、当該変更が確認できる書類を添付しなければならない。

2 町長は、前項の申請があつたときは、これを審査し、当該申請が適正であると認めるときは、区会防災活動助成金変更（中止）承認通知書（第5号様式）により、代表者に通知する。

（実績報告）

第9条 代表者は、事業を完了したときは、すみやかに区会防災活動事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（第7号様式）
- （2） 助成対象経費の領収書及び納品書等の明細書（レシートでも可）の写し
- （3） 事業の実施が確認できる写真
- （4） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（助成金額の決定）

第10条 町長は、前条の報告があつたときは、これを審査し、事業が適正に実施されていると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、区会防災活動助成金交付確定通知書（第8号様式）により代表者へ通知する。

（助成金の請求及び交付）

第11条 代表者は、前条による通知を受け助成金の交付を受けるときは、助成金交付請求書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があつたときは、代表者に助成金を交付する。

（助成金の交付の取り消し等）

第12条 町長は、代表者が偽りの申請、その他不正な手段により助成金の交付内定及び確定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、助成金の交付の確定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

余市町長

様

（申請者）住 所
団 体 名
代表者氏名
連 絡 先

区会防災活動助成金交付申請書

区会防災活動助成金の交付を受けたいので、余市町区会防災活動助成金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 総事業費 円

2 交付申請額

助 成 金 額	円
---------	---

3 区会名

4 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 見積書（写）、その他助成対象経費の内容が確認できる書類
- (3) その他

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

（単位：円）

事業内容	実施予定 期 間	予定人数 または 数 量	事業の実施に要する経費		
			内 訳	金 額	備 考
所 要 経 費 合 計					円

※活動ごとに分けて記入してください。

余 年 月 日
号

様

余市町長

区会防災活動助成金交付内定通知書

年 月 日付けで申請のあった区会防災活動助成金について、余市町区会防災活動助成金交付要綱第7条の規定により、審査の結果、下記の通り助成することを内定しましたので通知いたします。

記

交付内定額

円

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

余市町長 様

（申請者）住 所
団 体 名
代表者氏名
連 絡 先

区会防災活動助成事業変更（中止）承認申請書

年 月 日付けで助成金の交付を内定された区会防災活動事業について、下記の通り変更（中止）したいので、余市町区会防災活動助成金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

事業内容	
区 分	<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 中 止
理 由	

添付書類（事業変更の場合のみ）

別紙のとおり

余 年 月 日 号

様

余市町長

区会防災活動助成金変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった区会防災活動助成金について、余市町区会防災活動助成金交付要綱第8条の規定により、審査の結果、下記の通り承認しましたので通知いたします。

記

1 変更（中止）承認前交付内定額

	円
--	---

2 変更（中止）承認後交付内定額

	円
--	---

年 月 日

余市町長 様

（申請者）住 所
団 体 名
代表者氏名
連 絡 先

区会防災活動事業実績報告書

年 月 日付けで助成金の交付を内定された区会防災活動事業について、事業が完了したので、余市町区会防災活動助成金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1 総事業費 円

2 助成金額

内 定 額	円
-------	---

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第7号様式）
- (2) 助成対象経費の領収書及び納品書等の明細書（レシートでも可）の写し
- (3) 事業の実施が確認できる写真
- (4) その他

第7号様式（第9条関係）

事業実績書

（単位：円）

事業内容	実施期間	参加人数 または 数量	事業の実施に要した経費		
			内 訳	金 額	備 考
所要経費合計					円

※活動ごとに分けて記入してください。

余 年 月 日
号

様

余市町長

区会防災活動助成金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった余市町区会防災活動助成事業（以下「助成事業」という。）については、 年度余市町区会防災活動助成金を下記のとおり確定し交付することを通知します。

記

1 助成金交付額 円

2 助成事業の内容等

3 助成条件

- (1) この助成金を目的以外に使用したときは、助成金の全額を返還させることがあります。
- (2) 必要と認めたときは、会計に関係ある書類を調査することがあります。

年 月 日

余市町長 様

（申請者）住 所
団 体 名
代表者氏名
連 絡 先

助成金交付請求書

余市町区会防災活動助成事業の交付を決定された助成金について、下記により
金 円を請求します。

記

1 請求の内容

助成金額	請求金額	備考

2 振込み先

振込先金融機関	銀行（金庫・組合）	店
預金種別	普通	当座
口座番号		
口座人名義		